

児童手当制度のご案内

1. 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

※所得が「4.限度額表」の所得上限限度額以上の場合、児童手当・特例給付の支給対象外となります。

（以下、児童手当と特例給付を合わせて「児童手当等」とします。）

2. 支給額

児童の年齢	児童手当の額(1人当たり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※児童を養育している方の所得が「4.限度額表」の所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2~5月分の手当を支給します。

4. 限度額表

扶養親族等の数	所得制限限度額(万円)	収入額の目安(万円)	所得上限限度額(万円)	収入額の目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

詳しくは窓口にお問い合わせいただくか、上田市のホームページでご確認ください。

児童手当制度では、以下のルールを適用します!

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 原則として、生計の中心者（所得の多い方）が児童手当等の受給者となります。生計の中心者の住所登録されている市区町村で申請を行ってください。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。
- 父母が海外に住んでいる場合や、児童を養育している未成年後見人がいる場合は、別途申請が必要ですので、窓口までお問い合わせください。



手続きの方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、**生計の中心者の住民票のある市区町村**への「認定請求書」の提出が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、**申請した月の翌月分の手当から支給します**。申請はお早めにお願います。

<認定請求の際に準備してもらうもの>

- 健康保険証の写し
(3歳未満の児童がいる、各種共済組合員の請求者)
 - 振込先の口座が確認できるもの(請求者名義のもの)
 - マイナンバーが確認できるもの(請求者、配偶者)
 - 顔写真つきで、身元確認できるもの(請求者、配偶者)
- ※ この他にも、必要に応じて提出していただく書類があります。詳しくは、窓口にお問い合わせいただくか、上田市のホームページでご確認ください。

現況届について

現況届の提出は原則不要となりましたが、引き続き現況届の提出が必要な方には、必要書類を送付します。

※現況届の提出がない場合には、10月支給分から一時差し止めとなります。



申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になって異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. 初めてお子さんが生まれたとき

- 出生により受給資格が生じた日の翌日から15日以内に、住民登録されている市区町村に申請が必要です。

2. 第2子以降の出生により養育するお子さんが増えた場合など、手当の額が増額になるとき

- 手当額が増額する事由が発生した日の翌日から15日以内に、住民登録されている市区町村に申請が必要です。

3. 他の市区町村に住所が変わったとき

- 転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です。

4. 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

- 住民登録されている市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

公務員は、勤務先から支給されます。**公務員になったときや公務員でなくなったときは、その翌日から15日以内に申請が必要です。**

変更事項があった場合

次に該当するときは、市町村に届出が必要です

- ・児童を養育しなくなったことにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・上田市外に住民票のある配偶者、児童の住所が変わったとき
- ・上田市外に住民票のある配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき(婚姻等)
- ・一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき(離婚等)
- ・3歳未満の児童がいる受給者の加入する年金が変わったとき
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき
- ・受給者又は配偶者が公務員になったとき

詳しくは、下記窓口にお問い合わせください

上田市役所 子育て・育児支援課 電話 0268-23-5106
 丸子地域自治センター 市民サービス課 電話 0268-42-1118
 真田地域自治センター 市民サービス課 電話 0268-72-2203
 武石地域自治センター 市民サービス課 電話 0268-85-2068
 <上田市ホームページ>

<http://www.city.ueda.nagano.jp/hp/index.html>